**地方独立行政法人大阪産業技術研究所にかかる年度評価の考え方（案）新旧対照表**

資料９－３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 旧 | | 新 |
| 大阪府立産業技術総合研究所  ＜年度評価の考え方＞ | 大阪市立工業研究所  ＜業務実績評価の考え方＞ | 大阪産業技術研究所 |
| １　趣旨  地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）にかかる各年度の業務実績の評価（年度評価）は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会の運営及び評価の基本的な考え方」（平成25年６月10日施行）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。 |  | １　趣旨  地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）にかかる各年度の業務実績の評価（年度評価）は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会の運営及び評価の基本的な考え方」（平成25年６月10日施行）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。 |
| ２　評価の基本方針  (1) 評価の目的は、年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資することとする。  (2) 府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。  (3) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。 | １　評価にかかる基本方針  ア　中期目標の達成に向けて、中期計画の進捗状況を確認する。  イ　評価を通じて法人の業務運営状況について市民への説明責任を果たす。  ウ　評価結果を法人の業務運営の改善・向上に繋げる。 | ２　評価の基本方針  （1） 評価の目的は、年度計画、中期計画の進捗状況等を数値目標の達成状況や具体的な事例等により評価し、組織・業務等に関する改善すべき点**、**府市法人の統合によって可能となる取組等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上及び法人がめざす「スーパー公設試」の取組に資することとする。  （2） 府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。  （3） 評価の方法については、法人を取り巻く環境変 化**等**を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。 |
|  | ２　評価の種類  　　業務実績の評価は、各事業年度に係る業務実績に関する評価（以下｢年度評価｣という。）、中期目標期間終了時に行う中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下｢中期目標期間評価｣という。）について実施する。 |  |
| ３　評価の方法  (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。  (2) 「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載 事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、評価委員会が評価を行う。  (3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえ つつ、中期計画の全体的な進捗状況について総合的 に評価する。  (4) なお、「項目別評価」、「全体評価」ともに、研 究に関しては法人の自主性を尊重して、個々の研究 については法人の内部評価に任せることとし、研究 テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に 行われているか等について、評価を実施する。  ４　項目別評価の具体的方法  項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)評価 委員会による小項目評価、(3) 評価委員会による大 項目評価、の手順で行う。  (1) 法人による自己評価  ①　法人は、年度計画の小項目（内容によっては複 数の小項目）ごとの進捗状況についてⅠ～Ⅴの５ 段階で自己評価を行ない、業務実績報告書を作成 する。  ②　業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評 価の判断理由（実施状況等）を記載する。  ③　自己評価の区分は次のとおりとする。  Ⅴ…年度計画を大幅に上回って実施している（ 客観的に高く評価された成果があった場合）  Ⅳ…年度計画を上回って実施している  Ⅲ…年度計画を順調に実施している  Ⅱ…年度計画を十分に実施できていない  Ⅰ…年度計画を大幅に下回っている | ３　評価の方法  　　業務実績評価については、法人が作成する業務実績報告書等を基に「項目別評価」及び「全体評価」により実施するものとする。  （１）業務実績報告書  　　①年度評価  　　　　法人は、年度計画の項目ごとに業務実績を記載するとともに、達成状況について別表の標語により自己評価して業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。  ②中期目標期間評価  　　　　法人は、中期計画の項目ごとに業務実績を記載するとともに、達成状況について別表の標語により自己評価した業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。  　　　　なお、業務実績報告書には、目標を超える顕著な業績や特色ある取組み、特筆すべき優れた実績を上げた取組み、また、目標達成が遅延している取組みやその理由等について、特記事項として記載すること。  （２）業務実績評価書  　　　評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書や法人からのヒアリング、現地調査、委員の要求により法人が提出する資料を基に検証する。  ① 年度評価  　　ア　項目別評価  年度計画に記載されている各項目の業務実績及び成果等について、法人の自己評価や計画設定の妥当性を含めて総体的に検証し、中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を評価項目ごとに別表の標語により評価する。 | ３　評価の方法  （1） 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。  （2） 「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、評価委員会が評価を行う。  （3） 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。  （4） なお、「項目別評価」、「全体評価」ともに、 研究に関しては法人の自主性を尊重して、個々の 研究については法人の内部評価に任せることとし、  研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、評価を実施する。  ４　項目別評価の具体的方法  項目別評価は、（1）法人による自己評価、（2）評価委員会による小項目評価、 （3）評価委員会による大項目評価の手順で行う。  （1） 法人による自己評価  ①　法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況についてⅠ～Ⅴの５段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。  ②　業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。  ③　自己評価の区分は次のとおりとする。  Ⅴ…年度計画を大幅に上回って実施している  （客観的に高く評価された成果があった場合）  Ⅳ…年度計画を上回って実施している  Ⅲ…年度計画を順調に実施している  Ⅱ…年度計画を十分に実施できていない  Ⅰ…年度計画を大幅に下回っている |
| ④　業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑にすすめるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。  (2) 評価委員会による小項目評価  ①　評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの５段階による評価を行う。  ②　評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。  ③　評価委員会による評価と法人の自己評価が異な る場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。  また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。  (3) 評価委員会による大項目評価  ①　評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、Ｓ・Ａ～Ｄの５段階による評価を行なう。  ②　評価の区分は次のとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | Ｓ「特筆すべき進捗状況」 | 委員会が特に認める場合 | | Ａ「計画どおり」 | すべての項目がⅢ～Ⅴの場合 | | Ｂ「おおむね計画どおり」 | 計画の未達成項目があるものの、法人の達成に向けた取組状況は評価できる。又は未達成につきやむを得ない事情が認められる場合 | | Ｃ「計画を十分に実施できていない」 | 計画の未達成項目があり、法人の取組状況が不十分である場合 | | Ｄ「重大な改善事項あり」 | 計画の未達成項目があり、法人への改善勧告を要する場合等 | | なお、研究に関しては法人の自主性を尊重して、個々の研究については法人の内部評価に任せることとし、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、評価を実施する。  イ　全体評価  項目別評価を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況に鑑み、別表の標語を参考に記述式により評価する。  評価に際しては、各項目評価の積み上げにとどまらず、中期計画の達成度や成果の状況、経営状況等、法人の業務全体の状況について、法人の目的や中期目標に照らして総合的に評価する。  ②中期目標期間評価  ア　項目別評価  中期計画に記載されている各項目の業務実績及び成果等について、法人の自己評価や計画設定の妥当性を含めて総体的に検証し、中期計画の達成状況・成果を評価項目ごとに別表の標語により評価する。  なお、研究に関しては法人の自主性を尊重して、個々の研究については法人の内部評価に任せることとし、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、評価を実施する。  イ　全体評価  項目別評価を踏まえつつ、中期計画の達成状況について、別表の標語を参考に記述式により評価する。  評価に際しては、各項目評価の積み上げにとどまらず、中期計画の達成度や成果の状況、経営状況等、法人の業務全体の状況について、法人の目的や中期目標に照らして総合的に評価する。 | ④　業務実績報告書には、特記事項として、特筆すべき取組や遅れている取組の理由、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。  （2） 評価委員会による小項目評価  ①　評価委員会において、法人の自己評価**、**目標 設定の妥当性及び府市法人統合後の取組等を総 合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状 況について、Ⅰ～Ⅴの５段階による評価を行う。  ②　評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。  ③　評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。  （3） 評価委員会による大項目評価  ①　評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとの進捗状況について、Ｓ・Ａ～Ｄの５段階による評価を行う。  ②　評価の区分は次のとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | Ｓ「特筆すべき進捗状況」 | 委員会が特に認める場合 | | Ａ「計画どおり」 | すべての項目がⅢ～Ⅴの場合 | | Ｂ「おおむね計画どおり」 | 計画の未達成項目があるものの、法人の達成に向けた取組状況は評価できる。又は未達成につきやむを得ない事情が認められる場合 | | Ｃ「計画を十分に実施できていない」 | 計画の未達成項目があり、法人の取組状況が不十分である場合 | | Ｄ「重大な改善事項あり」 | 計画の未達成項目があり、法人への改善勧告を要する場合等 | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ５　全体評価の具体的方法  (1) 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、  年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、  記述式による評価を行う。  (2) 全体評価においては、法人化の目的に沿った改革の取り組み（提供するサービスその他の業務の質の向上、自主的・自律的な組織マネジメント）を積極的に評価することとする。 | 評価区分、項目別評価の標語及び説明　　　≪別表≫   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 年度評価 | | | | 区分 | 標語 | 説明 | | Ｓ | 年度計画を大きく上回って実施している。 | 評価項目において、年度計画の設定を大きく上回って実施している、又は対外的に高く評価されるような顕著な成果をあげている。  【例】  ・時代を先取りした先駆的な研究の実施  ・利用者のニーズに迅速に応えたサービス実施  ・年度計画の目標数値を大幅に超えた実績  ・目標到達点を大幅に超えた先進的事業展開  ・市等と連携した新規事業の展開  ・全国の公設試でもまれにみる取り組み | | Ａ | 年度計画を上回って実施している。 | 評価項目において、年度計画を上回って実施している、又は困難な目標を設定し、それを達成している。 | | Ｂ | 年度計画を概ね達成している。 | 評価項目において、年度計画に記載された事項をほぼ計画どおりに達成できている。 | | Ｃ | 年度計画 を十分に 達成でき ていない。 | 評価項目において、年度計画を計画 どおり実施できていない事項があり、実績、成果も計画を下回っている。 | | Ｄ | 年度計画の達成ができておらず、業務の大幅な見直し又は改善が必要である。 | 評価項目において、実施状況が年度計画を大幅に下回っているか、又は実施していない。 | | ５　全体評価の具体的方法  （1） 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。  （2） 全体評価においては、法人化の目的に沿った改革の取組（提供するサービスその他の業務の質の向上、自主的・自律的な組織マネジメント）及び府市法人統合後の取組を積極的に評価することとする。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 中期目標期間評価 | | | | 区分 | 標語 | 説明 | | Ｓ | 中期目標の達成状況が極めて良好である。 | 評価項目において、中期計画を大きく上回って実施している、又は対外的に高く評価されるような顕著な成果をあげている。 | | Ａ | 中期目標の達成状況が良好である。 | 評価項目において、中期計画を上回って実施している、又は困難な目標を設定し、それを達成している。 | | Ｂ | 中期目標の達成状況が概ね良好である。 | 評価項目において、中期計画に記載された事項をほぼ計画どおり実施している。 | | Ｃ | 中期目標の達成状況がやや不十分である。 | 評価項目において、中期計画を計画どおり実施できていない事項があり、実績、成果も中期計画を下回っている。 | | Ｄ | 中期目標 の達成状 況が不十 分であり、 法人の組 織、業務 等に見直 しが必要 である | 評価項目において、中期計画を大幅に下回っている、又は実施していない。 | |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ６　年度評価の具体的な進め方とスケジュール  (1) 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。（業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。）【６月末まで】  (2) 評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【７～８月】  (3) 評価委員会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。  (4) 評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。  (5) 評価委員会において評価を決定した後、知事に報告する。【９月】 | ４　評価スケジュール  　　【年度評価】（各事業年度の翌年度）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事項 | 時期 | 内容 | | 年度終了 | ３月末 | ・法人の年度事業の終了 | | 実績報告 | ６月末 | ・業務実績報告書、財務諸表等の法人からの提出 | | 評価 | ７月～９月 | ・項目別評価及び全体評価の実施、評価結果の決定  （必要に応じて資料提出要求、ヒアリング実施） | | 報告・ 公表 | ９月 以降 | ・評価結果の市長報告、法人への通知  ・財務諸表への意見表明、承認  ・議会への報告及び公表 |   　　【中期目標期間評価】 （中期目標期間終了の翌年度）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 事項 | 時期 | 内容 | | 年度終了 | ３月末 | ・法人の年度事業の終了 | | 実績報告 | ６月末 | ・業務実績報告書等の法人からの提出 | | 評価 | ７月～９月 | ・項目別評価及び全体評価の実施、評価結果の決定  （必要に応じて資料提出要求、ヒアリング実施） | | 報告・ 公表 | ９月 以降 | ・評価結果の市長報告、法人への通知  ・財務諸表への意見表明、承認  ・議会への報告及び公表 | | ６　年度評価の具体的な進め方とスケジュール  （1） 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。（業務実績報告書の作成に当たっては、別紙様式を参照。）【６月末まで】  （2） 評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う。【７～８月】  （3） 評価委員会における審議を通じて評価（案）を取りまとめる。  （4） 評価（案）について法人に意見申し立て機会を付与する。  （5） 評価委員会において評価を決定した後、知事及び市長に報告する。【９月】 |
|  | ５　評価方針及び方法の変更  　　評価方針及び方法については、評価委員会の審議を経て、変更することができる。 |  |